

さっぽろし  
札幌市

しょう しゃ せいさくていげん せいど  
障がい者による政策提言サポーター制度

へいせい ねん どせいさくていげんしょ たい とりくみじょうきょう  
平成21年度政策提言書に対する取組状況

へいせい ねん がつちょうさ  
(平成22年4月調査)

- |   |   |        |
|---|---|--------|
| 1 | ぼうさい<br>防災について  | 1 ページ  |
| 2 | じゅうたく<br>住宅について   | 4 ページ  |
| 3 | きょういく<br>教育について   | 6 ページ  |
| 4 | しゅうろう<br>就労について   | 8 ページ  |
| 5 | しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきせいかつしえんじぎょう<br>障害者自立支援法の地域生活支援事業について | 15 ページ |
| 6 | しんたいしょう しゃてちょう<br>身体障がい者手帳について                          | 17 ページ |
| 7 | さっぽろし ふぞくきかんとく しょう しゃ とうよう<br>札幌市の附属機関等への障がい者の登用について    | 18 ページ |

へいせい ねん ねん がつ  
平成22年(2010年)5月

# ていげん たい とりくみじょうきょう 提言に対する取組状況

## 1 ぼうさい 防災について

### ていげんないよう 【提言内容】

しょう しゃ こうれいしゃ ようえんごしゃ ひなんしえん えんかつ おこな  
障がい者や高齢者などの要援護者の避難支援を円滑に行うことができ  
るよう、次のことを提言する。

(1) 「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」、「災害時支えあいハン  
ドブック」等の要援護者避難支援に関する情報について、町内会等に  
たい しゅうち はいふ いじょう てつてい  
対する周知（配布）を、これまで以上に徹底するべきである。

(2) たんいちょうないかい じちかい ちょうないかいたんい ろうじん  
単位町内会、マンション自治会などの町内会単位や、老人クラブ、  
しょう しゃだんたいとう ようえんごしゃ ひなんしえん かん せつめいかい かいさい  
障がい者団体等において、要援護者の避難支援に関する説明会を開催  
するよう、れんごうちょうないかい つう はたら  
連合町内会を通じて働きかけるべきである。

(3) ぼうさい ひ がつ にち ぜんし ようえんごしゃ たいしょう ひなんくんれん  
防災の日（9月1日）に、全市レベルで、要援護者も対象とした避難訓練  
をじっし ていちゃく  
実施し定着させるべきである。

(4) ろうじん しょう しゃだんたいとう つう ちいき しえんぼたい しゅたいてき  
老人クラブ、障がい者団体等を通じて、地域の支援母体が主体的に  
ようえんごしゃ とうろくかつどう おこな はたら  
要援護者の登録活動を行うように働きかけるべきである。

(5) ようえんごしゃ そんざい しゅうい ひとひと し ようえんごしゃみずか  
要援護者の存在を周囲の人々に知ってもらうため、要援護者自らが  
ひなんしえん かん かつどう かんしん も さんか はたら  
避難支援に関する活動に関心を持って参加できるように働きかけるべ  
きである。

(6) しょう しゃせんよう ふくしひなんばしょ してい  
障がい者専用の福祉避難場所を指定するべきである。

へいせい ねん ねん がつ にち はっせい はんしん あわじだいしんさい じれい い  
平成7年（1995年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災の事例を生かし、  
しみんひとり うけみ ぼうさい ひ かんしん も じはつてき  
市民一人ひとりが受身ではなく、防災について日ごろから関心を持ち、自発的  
かつどう じゅうよう かんが  
に活動できることが重要であると考え。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか ほけんふくしきょく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ へいせい ねんど じっしよてい  
取組状況：平成21年度実施済、平成22年度に実施予定

せつめい  
【説明】

さっぽろし さっぽろしさいがいじょうえんごしやひなんしえん さいがいじさき  
札幌市は、「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」と「災害時支えあいハ  
ンドブック」を平成20年3月に策定し、市内全町内会や障がい者団体等に配布  
いたしました。さらに、平成21年8月には、平成20年度に市内2地区で実施し  
たモデル事業により得られた課題やノウハウなどをまとめた報告書を全町内会な  
どに配布いたしました。

さいがいじょうえんごしやひなんしえん ちいき じしゆてき とりくみ かくだい ほか  
このほか、災害時要援護者避難支援にかかる地域の自主的な取組の拡大を図るた  
め、平成21年9月には、町内会関係者や福祉のまち推進センター関係者を対象  
にフォーラムを開催しております。

こんご たと へいせい ねんど じぎょうほうこくしょ はいふ しないぜんちょうないかい  
今後は、例えば、平成21年度モデル事業報告書の配布にあわせて、市内全町内会  
に出前講座の実施について改めて周知するなどモデル地区以外の地区が参考とな  
る情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(4)(5)

たんとうか ほけんふくしきょく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう へいせい ねんど じっしよてい  
取組状況：平成22年度に実施予定

せつめい  
【説明】

へいせい ねんど とりくみ じっししゆたい そうてい ちょうないかい  
平成21年度までは、取組の実施主体となることが想定されている町内会や  
福祉のまち推進センターなどを重点に取組の周知を行ってまいりましたが、今後  
は、札幌市老人クラブ連合会や障がい者団体などに対して、取組の概要や状況に  
関する情報提供及び高齢者や障がいのある方など要援護者本人への理解促進の  
協力について検討してまいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(6)

たんとうか ほけんふくしきよく そうむぶ そうむか  
担当課：保健福祉局 総務部 総務課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さっぽろし ふくし じようれいなど もと こうれいしゃ しょう  
札幌市は、福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障がいのある方にとっ  
りよう しせつ か すす さいがいじ  
て利用しやすい施設のバリアフリー化などを進めております。災害時においては、  
しょうちゅうがっこう しゅうようひなんばしょ ひなん しみん しゅうようひなんばしょ せいかつ  
小中学校などの収容避難場所に避難した市民のうち収容避難場所での生活が  
こんなん こうれいしゃ しょう かた  
困難な高齢者や障がいのある方などのために、こうした施設などを含め福祉避難  
ばしょ かくほなど しゃかんぶきよく けんとう すす しせつ うんえい みるかんじ  
場所の確保等について所管部局と検討を進めるとともに、施設を運営する民間事  
ぎょうしゃ きょうぎ ちようせい すす かんが  
業者との協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(3) (5)

たんとうか きき かんりたいさくしつ きき かんりたいさくぶ きき かんりたいさくか  
担当課：危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ へいせい ねんど じっしよてい  
取組状況：平成21年度実施済、平成22年度に実施予定

せつめい  
【説明】

まいとし がつ にちごろ じっし さっぽろし そうごう ぼうさいくんれん ぼうさいしゅうかん がつ にち  
毎年9月1日頃に実施している札幌市総合防災訓練や防災週間（8月30日～  
がつ にち きかんちゅう じっし かくくぼうさいくんれん じっし へいせい ねんど  
9月5日）期間中に実施する各区防災訓練の実施にあたっては、平成20年度か  
ぼうさいくんれん じゅうてんこうもく ひと さいがいじようえんごしゃ ひなんしえん じじよ きょうじよ  
ら防災訓練の重点項目の一つとして災害時要援護者の避難支援など、自助、共助  
きほん さいがいじようえんごしゃ たい りかい ちいき ささ いしき こうよう はか  
を基本とした災害時要援護者に対する理解や地域の支えあいの意識の高揚を図る  
くんれん じっし  
訓練を実施してきております。

こんご くんれん じっし おお さいがいじようえんごしゃ かたがた ひなんしえん  
今後の訓練の実施にあたっては、より多くの災害時要援護者の方々が避難支援に  
かん かつどう かんしん も さんか ちいき かたがた さいがいじようえんごしゃ  
関する活動に関心を持って参加いただくとともに、地域の方々が、災害時要援護者  
ひなんしえん りかい ふか きかい どりよく  
への避難支援などについてより理解を深めていただく機会となるよう、努力してま  
かんが  
いりたいと考えております。

## 2 じゅうたく 住宅について

### 【提言内容】

ちいき くらしたい しょう しゃ あんしん せいかつ しんたいしょう しゃ  
地域で暮らしたい障がい者が安心して生活できるため、身体障がい者  
せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんしゃ しえいじゅうたく  
だけではなく、精神障がい者や知的障がい者の単身者も、市営住宅に  
もうしこ にゅうきよ つぎ ていげん  
申込みして入居できるように、次のことを提言する。

(1) し たんしんむ しえいじゅうたく もうしこみしかく にゅうきよじょうけん みなお せいしんしょう  
市の単身向け市営住宅の申込資格・入居条件を見直し、精神障  
しゃ ちてきしょう しゃ しえいじゅうたく にゅうきよ  
がい者や知的障がい者も市営住宅に入居できるようにすべきであ  
る。また、くに こうえいじゅうたくほう せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ  
国<sup>くに</sup>の公営住宅法<sup>こうえいじゅうたくほう</sup>では、精神障がい者<sup>せいしんしょう</sup>や知的障がい者<sup>しゃ</sup>も  
にゅうきよ みと さつぼろし しえいじゅうたく もうしこみしかく にゅうきよ  
入居<sup>にゅうきよ</sup>が認められているので、札幌市<sup>さつぼろし</sup>の市営住宅<sup>しえいじゅうたく</sup>の申込資格<sup>もうしこみしかく</sup>・入居  
じょうけん じゅん  
条件<sup>じょうけん</sup>もそれに準<sup>じゅん</sup>じるべきである。

(2) せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんせいかつ かいご ひつよう ばあい  
精神障がい者<sup>せいしんしょう</sup>や知的障がい者<sup>しゃ</sup>で単身生活<sup>たんしんせいかつ</sup>では介護<sup>かいご</sup>が必要な場合<sup>ひつよう ばあい</sup>  
は、そうだんたいせい ちいき しえんたいせい かくりつ きよじゅうしえん  
相談体制<sup>そうだんたいせい</sup>や地域<sup>ちいき</sup>でのサポート支援体制<sup>しえんたいせい</sup>などを確立<sup>かくりつ</sup>し、居住支援<sup>きよじゅうしえん</sup>を  
じゅうじつ にゅうきよ みと  
充実<sup>じゅうじつ</sup>させ<sup>にゅうきよ</sup>たうえで、入居<sup>みと</sup>を認めるべきである。

- せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんせいかつ かいご ひつよう  
精神障がい者<sup>せいしんしょう</sup>や知的障がい者<sup>しゃ</sup>で単身生活<sup>たんしんせいかつ</sup>でも介護<sup>かいご</sup>が必要  
ばあい たと みんかん とう いていきかん たんしん  
ではない場合<sup>ばあい</sup>は、例えば<sup>たと</sup>、民間<sup>みんかん</sup>のアパート等<sup>とう</sup>で一定期間<sup>いていきかん</sup>、単身  
せいかつ じっせき にゅうきよじょうけん ひと  
生活<sup>せいかつ</sup>をしている実績<sup>じっせき</sup>などを入居条件<sup>にゅうきよじょうけん</sup>の一つとするなどし  
て、しえいじゅうたく たんしんにゅうきよ みと かつ  
市営住宅<sup>しえいじゅうたく</sup>への単身入居<sup>たんしんにゅうきよ</sup>を認めるやり方<sup>みと かつ</sup>もあるであろう。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか としきよく しがいちせいびぶ じゅうたくか  
担当課：都市局 市街地整備部 住宅課

とりくみじょうきょう た  
取組状況：その他

### 【説明】

しえいじゅうたく にゅうきよしゃしかく こうえいじゅうたくほうだい じょうおよ しこうれいだい じょう  
市営住宅<sup>しえいじゅうたく</sup>の入居者資格<sup>にゅうきよしゃしかく</sup>については、公営住宅法<sup>こうえいじゅうたくほうだい</sup>第23条<sup>じょうおよ</sup>及び施行令<sup>しこうれいだい</sup>第6条<sup>じょう</sup>に  
さだ なか しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう  
より定められており、その中で身体障がい者<sup>なか</sup>のみならず、知的障がい者<sup>しゃ</sup>、精神障  
しゃ たんしん にゅうきよ げんそくみと しこうれい  
がい者<sup>しゃ</sup>についても、単身<sup>たんしん</sup>で入居<sup>にゅうきよ</sup>することが原則<sup>げんそくみと</sup>認められておりますが、施行令<sup>しこうれい</sup>  
だい じょう が しんたいじょうまた せいしんじょういちじる しょうがい  
第6条<sup>だい じょう</sup>にただし書き<sup>が</sup>があり「身体上<sup>しんたいじょう</sup>又は精神上<sup>また</sup>著しい障害<sup>せいしんじょういちじる</sup>があるために<sup>しょうがい</sup>

常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を（入居資格者から）除く」と規定されております。

このただし書きの規定の解釈として国が示す通達等には、「精神障害者及び知的障害者については、常時の介護を必要としない場合であっても常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る居住支援が必要となることから、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し、当該居住支援体制の状況を確認の上（入居要件に該当するかの判断を）行うものとする」旨が示されております。

今後は、福祉部局と連携して必要とされる居住支援体制の程度や入居申込者に係る居住支援体制の状況確認の手法等について、検討してまいりたいと考えております。

提言番号：(2)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成21年度実施済

#### 【説明】

精神障がい者や知的障がい者の居住支援に係る相談体制につきましては、賃貸住宅に入居する（入居する予定の）障がい者に対し利用援助等を行う「住宅入居等支援事業」があり、平成21年度からは、委託事業所の数を5カ所から16カ所に増やすなど充実を図ってきております。

### 3 きょういく 教育について

#### 【提言内容】

障がいのある子どもが、将来、地域社会の一員として参加していくためには、地域の学校で就学することが極めて意義のあることと考えるため、次のことを提言する。

(1) 札幌市学びのサポーター活用事業の予算拡充とサポーターの確保にこれまで以上に取り組むべきである。障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、お互いに理解を深め協力し合える環境を育成するためには本事業が不可欠であり、さらなる拡充が必要であると考える。

障がい者に対する理解促進には、福祉教育（総合的学習）などで障がい者自らが置かれている現状を話すことが効果的であると考えるため、次のことを提言する。

(2) 障がい者講師派遣事業の新設に取り組むべきである。中央区社会福祉協議会では、「障がいを語る講師育成サポート事業」が実施されている。受講者は数回の研修を受け、同社会福祉協議会に講師として登録され、依頼に応じて講義を行うものである。我々サポーターも講師になる用意がある。社会福祉協議会と連携を図りながら、市民に注目される事業に発展することを期待する。

提言番号：(1)

担当課：教育委員会 学校教育部 指導担当課

取組状況：平成21年度実施済

#### 【説明】

札幌市では、障がいがあるなど学校生活を送るうえで、特別な支援を必要とす

子どもに対して学習活動の支援や介助を行う「学びのサポーター活用事業」を平成20年度から実施しています。

平成20年度は139校、平成21年度は200校で学びのサポーターが活用され、平成22年度は230校での活用が予定されています。

今後も、学校や保護者の方などのニーズを把握しながら、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

提言番号：(2)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成22年度に実施予定

#### 【説明】

障がいのある方を講師として育成し派遣する事業については、(提言書に記載のとおり)平成21年度に中央区社会福祉協議会においてモデル的に実施されたところ です。

平成22年度以降は、より効果的な事業として、全市的な取組へと拡げていけるよう、現在、事業制度のあり方について、札幌市と札幌市社会福祉協議会とで検討を行っているところです。

## 4 しゅうろう 就労について

### 【提言内容】

就労は地域で生活をするうえで一番大切なもののひとつであることから、障がい者に対する就労支援について、次のことを提言する。

(1) 札幌市の「まちづくりセンター」のいくつかにモデルとして、障がい者を雇用すべきである。これにより、障がい者がそのスキルを生かしながら様々な形態で就労することが可能になるとともに、地域の中で身近な存在になることも期待できるものである。

(2) 企業の障がい者の雇用率に応じて、市の指定管理者制度や入札・契約基準、市税納付、企業誘致などに便宜を図る仕組みをつくり、障がい者雇用の促進を図るべきである。

(3) 札幌市の指定管理者制度や入札・契約制度(特に建設業、物品納入業者等)における業者選考基準において、障がい者法定雇用率を達成している業者に対して、加点などで優遇するなど、障がい者雇用の促進を図るべきである。

(4) 企業における障がい者の採用条件について、採用を制限するような条件を見直しするよう、はたらきかけるべきである。例えば、採用条件のなかに、「電話ができること」の条件や「文字が使用できること」などの条件を設定することがあるが、聴覚障がい者や視覚障がい者は、メールやパソコン等を企業が用意することで、業務ができるようになってきていることから、採用条件により採用を制限することは見直すべきである。

(5) 障がい者が雇用されても、雇用に関する助成金や適用訓練の期間を経過すると、解雇されるというケースがあるので、そのようなことがないように、企業に働きかけるべきである。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)

たんとうか しみん きよく ちいきしんこうぶ くせいか  
担当課：市民まちづくり局 地域振興部 区政課

とりくみじょうきょう ちゅう ちょうきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

【説明】

げんざい  
現在、まちづくりセンターは、市が直接運営するものと、地域が自主運営を行うものに分かれております。

ぎょうむ ちくじゅうみんそしき かくしゅだんたい れんらく  
まちづくりセンターの業務は、地区住民組織をはじめとする各種団体との連絡  
ちょうせい ちいきかつどう すいしん いっぱんじむ しみんおよ かくしゅだんたい たいおう  
調整や地域活動の推進などであり、一般事務のほか、市民及び各種団体への対応、  
がいきん ともなく れんらくぎょうむ  
外勤を伴う区との連絡業務などがあります。

し ちよくせつうんえい ちくれんらくいん さいよう あ じょうき  
市が直接運営するまちづくりセンターの地区連絡員の採用に当たっては、上記の  
しよくむ しっこう のうりよくなど しんさ しよう うむ  
職務を執行する能力等について審査しているものであり、障がいの有無そのものを  
もんだい  
問題とはしておりません。

げんじょう  
こうしたことから現状において、まちづくりセンターで障がい者の雇用が  
さまた じょうきょう  
妨げられている状況はございませんが、特に障がい者に限って雇用するというこ  
とについては、ぎょうむないよう しつむかんきょう いっぱんてき こようじょうせい ふ けんとう ひつよう  
業務内容や執務環境、一般的な雇用情勢なども踏まえた検討が必要  
かんが  
と考えます。

ちいき じしゅんえい かくうんえいしゅたい  
なお、地域が自主運営を行うまちづくりセンターについては、各運営主体がこうし  
しよくいん こよう ちいき じしゅせい かんが  
た職員を雇用しているものであり、地域の自主性によるものと考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)

たんとうか ざいせいきよく ぜいせいぶ ぜいせいか  
担当課：財政局 税政部 税制課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成21年度実施済

【説明】

しよう しゃ こよう きぎょう たい じひよう ぜいせいじょう ゆうぐうそち すで  
障がい者を雇用する企業に対しては、次表のとおり税制上の優遇措置が既に  
こう  
講じられております。

しよう しゃ こよう かか ぜいせい かつ く に ちほう つう ざいげん  
また、障がい者の雇用に係る税制のあり方については、国、地方を通じた財源  
もんだい こくみんせいかつ けいざい あた えいきょう さまざま かんてん こくせい ば はばひろ ぎろん  
問題、国民生活や経済に与える影響など様々な観点から、国政の場で幅広く議論さ  
れていくものであると かんが  
考えております。

しょう しゃ こよう かか ぜいせいじょう ゆうぐう そち  
障がい者の雇用に係る税制上の優遇措置

税目	税法上の要件	内容	根拠条文
<p>ほうじんしみんぜい 法人市民税</p> <p>（法人税において右記の軽減措置が講じられていることから、法人税額を課税標準とする法人市民税についても間接的に税額が軽減されるもの）</p>	<p>① 障がい者を50%以上(20人以上の場合は25%以上)雇用（注1）</p> <p>② その年またはその前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等</p> <p>① 青色申告を提出する全ての法人</p> <p>② 障がい者への「働く場」（注2）への発注額が前年度より増加していること</p>	<p>ふつうしょうきやくげんどがく 普通償却限度額の</p> <p>24%（建物32%）の割増</p> <p>しょうきやくかのう 償却が可能</p> <p>※取得の日から5年間</p> <p>はっちゆうがくぞうかがく 発注額の増加額に</p> <p>おうきぎょうゆう 応じて、企業が有する</p> <p>こていしさんげんじぎょうねんど 固定資産（現事業年度</p> <p>を含む3年以内に取得した資産）の割増</p> <p>しょうきやくかのう 償却が可能</p>	<p>そぜいとくべつ 租税特別</p> <p>そちほう 措置法</p> <p>だいじょう 第46条の2</p> <p>だいこう 第1項</p> <p>そぜいとくべつ 租税特別</p> <p>そちほう 措置法</p> <p>だいじょう 第46条の3</p>
	<p>しょうがいしゃこようのうふきんせいど 障害者雇用納付金制度に</p> <p>もとじよせいきんうこてい 基づく助成金を受けて固定</p> <p>しさんしゆとく 資産を取得</p>	<p>こていしさんしゆとく 固定資産の取得または</p> <p>かいりょうあ 改良に充てられた</p> <p>じよせいきんがくそんきん 助成金の額は損金</p> <p>さんにゆう 算入される</p>	<p>ほうじんぜいほう 法人税法</p> <p>だいじょう 第42条</p> <p>だいこう 第1項</p> <p>ほうじんぜいほう 法人税法</p> <p>しこうれい 施行令</p> <p>だいじょう 第79条</p>

<p>こていしさんぜい 固定資産税</p>	<p>① 障がい者を20人以上 雇用 ② 雇用割合が50%以上(注 1) ③ 障害者の雇用の促進に 関する法律第49条第1項 第6号の助成金を受けて 平成23年3月31日までに 取得した事業用家屋</p>	<p>こていしさんぜい かぜい 固定資産税の課税 標準は固定資産税が 課されることとなった 年度から5年度分に 限り、価格の6分の5 の額とする。</p>	<p>ちほうぜいほうふそく 地方税法附則 だい じょう 第15条 だい こう 第12項</p>
<p>じぎょうしよぜい 事業所税</p>	<p>障がい者を雇用</p>	<p>じゆうぎょうしやわり 従業者割について は、従業者給与総額 及び免税点から 障害者を除く</p>	<p>ちほうぜいほう 地方税法701 じょう 条の31 だい こうだい こう 第1項第5号</p>
<p>じぎょうしよぜい 事業所税</p>	<p>① 障がい者を10人以上 雇用 ② 雇用割合が50%以上(注 1) ③ 重度障がい者多数雇用 事業所施設設置等助成金の 受給</p>	<p>しさんわり 資産割については、 当該事業所に係る 床面積の1/2を控除す る</p>	<p>ちほうぜいほう 地方税法701 じょう 条の41 だい こう 第2項</p>

注1 重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人(短時間労働者については1人を1人)として、精神障がい者である短時間労働者については、1人を0.5人としてカウントします。

注2 ① 障害者自立支援法に基づく事業所・施設(就労移行支援事務所、就労継続支援事務所(A型・B型)、生活介護事務所、障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)、地域活動支援センター)

② 旧法(障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)に基づく授産施設、福祉工場

③ 障がい者を多数雇用している企業（特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所\*）

\*重度障がい者多数雇用事業所の要件（公共職業安定所長の証明が必要）

1. 障がい者の雇用数が5人以上
2. 労働者の総数に占める障がい者の割合 20%以上
3. 雇用障がい者数に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

提言番号：(2)

担当課：経済局 産業振興部 新産業担当課

取組状況：取組困難

【説明】

企業誘致にあつては、経済の活性化や雇用の創出の観点から、誘致対象企業の選定を行っており、障がい者雇用率の大小による選定は行っておりません。企業誘致をめぐる都市間競争が激化する中で、障がい者雇用率の大小により支援内容（便宜）に差を設けることは現実的ではなく、取組は困難であると考えます。札幌市は、雇用創出や経済効果の期待できる企業の誘致と集積を通じて雇用環境の改善を図り、それを障がい者雇用の促進に繋げて行きたいと考えております。

なお、コールセンターなどを誘致する雇用創出型ニュービジネス立地促進事業では、法定雇用率の達成を目指す市内コールセンター企業の障がい者雇用の活動支援と、障がい者の自立・社会参加を目指し、障がい者へ就労の機会を提供する「障がい者向けコールセンター研修」を実施しております。平成21年度においては、同研修を2回開催し、計19名の障がい者が研修を受講した結果、1名がコールセンター企業に採用されております。

平成22年度では、昨年度と同様の内容で研修を実施し、引き続き障がい者雇用の促進を図りたいと考えおります。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか しちょうせいさくしつ かいかくすいしんぶ すいしんか  
担当課：市長政策室 改革推進部 推進課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成21年度実施済

【説明】

おおやけ しせつ かか していかんりしや せんてい しょう しゃ せつきよくてき こよう  
公の施設に係る指定管理者の選定にあたっては、「障がい者の積極的な雇用  
などの福祉施策に対する配慮」についても選定基準の1つとしており、応募団体に  
おける①障がい者法定雇用率の達成状況、②福祉施策に対する現行取組と今後  
の取組予定について把握し、その他の基準と合わせて、総合点数方式により団体  
選定を行っているところです。

なお、実際の管理運営業務の遂行にあたっては、適正管理の観点から必要不可欠  
な基本事項を定めた「管理の基準」において、「職員の雇用、第三者への委託、物品  
の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組」を実施  
するよう求めるなど、障がい者雇用の重要性を踏まえた対応としています。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか ざいせいきよく かんざいぶ けいやくかんりか  
担当課：財政局 管財部 契約管理課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成21年度実施済

【説明】

さっぽろし こうじぎょうしゅ にゆうさつ きんか しかくしんせい ほうていこようりつなど  
札幌市の工事業種についての入札参加資格申請において、法定雇用率等を  
満たしている業者については、等級格付の際の評定点を加算しています。

また、工事の入札において、総合評価落札方式により契約者を決定する場合に  
は、法定雇用率等を満たしている業者については、「地域貢献等」の評価区分項目  
について、評価点を加算しています。

ていげんばんごう  
提言番号：(2)(3)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふうしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成21年度実施済

せつめい  
【説明】

さっぽろし ほうていこようりつ いっていいじょううまわ しょう しゃ こよう きぎょう にんてい  
札幌市では、法定雇用率を一定以上上回る障がい者を雇用している企業を認定  
し、それらの企業をホームページに掲載するとともに、本市の物品・役務に関する  
けいやく あいてがた ゆうせんてき せんてい つと  
契約の相手方として優先的に選定するよう努めることとしております。

こんご こうかてき せいど かた かんけいきかん れんけい はか  
今後につきましても、より効果的な制度のあり方について関係機関と連携を図っ  
てまいります。

ていげんばんごう  
提言番号：(4)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふうしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さっぽろし しょう しゅべつ いちりつ さいようじょうけん せつてい  
札幌市といたしましても、障がい種別ごとに一律に採用条件を設定するのでは  
なく、障がい者個人の状況に合わせて企業が必要な対応を検討する配慮が必要  
であると考えますので、障がい者の採用に関する指導を行っております北海道  
かんが しょう しゃ さいよう かん しどう おこな ほっかいどう  
労働局と連携しながら、企業に対する障がい者雇用の理解促進を図ってまいりた  
ろうどうきょく れんけい きぎょう たい しょう しゃこよう りかいそくしん はか  
いと かんが  
と考えております。

ていげんばんごう  
提言番号：(5)

たんとうか ほけんふくしきょく ほけんふくしぶ しょう ふうしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきょう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

せつめい  
【説明】

さっぽろし じよせいせいど りよう ふとう かいこ  
札幌市といたしましても、助成制度を利用しながら不当に解雇されることがない  
よう、当該助成を行っております北海道労働局と連携しながら、企業に対する障  
とうがいじよせい おこな ほっかいどうろうどうきょく れんけい きぎょう たい しょう  
がい者雇用の理解促進を図ってまいりたいと考えております。  
しゃこよう りかいそくしん はか かんが

## 5 しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきせいかつしえんじぎょう 障害者自立支援法の地域生活支援事業について

### 【提言内容】

いどうしえんじぎょうおよ ouchijouseiicattuyougikyuuふじぎょう しょう しゃ ちいき  
移動支援事業及び日常生活用具給付事業について、障がい者が地域で  
あんしん せいicattuyou つぎ ていげん  
より安心して生活することができるよう、次のことを提言する。

(1) いどうしえんじぎょう つうきん つうがく つうしよとう りよう せいど  
移動支援事業について、通勤、通学、通所等にも利用できるよう、制度  
てきよう かくだい  
の適用を拡大すべきである。

(2) しかくしょう しゃ しゅうしよくじ てんしよくじ つうきん な  
視覚障がい者の就職時や転職時において、通勤に慣れるまでの  
あいだ きかんげんてい ほこうくんれん ともな いどうしえんじぎょう う せいど  
間、期間限定で歩行訓練を伴う移動支援事業を受けられるよう、制度  
てきよう かくだい とく しかくしょうがいしゃ つうきん たい  
の適用を拡大すべきである。特に、視覚障がい者にとっては、通勤に対  
しゅうろうじりつ うなが かんが  
するサポートで就労自立が促されると考える。

(3) ouchijouseiicattuyougikyuuふじぎょう もう しゃ きゅうふ  
日常生活用具給付事業について、盲ろう者のみに給付されてきた  
てんじ しかくしょうがいしゃ きゅうふ せいど てきよう かくだい  
点字ディスプレイを視覚障がい者にも給付するよう、制度の適用を拡大  
ちゅうとしかくしょう しゃ とう ふきゅう しゃかい  
すべきである。中途視覚障がい者は、パソコン等の普及により社会  
ふつき じれい ふ てんじ おんせい とう せつぞく  
復帰する事例が増えており、点字ディスプレイを音声パソコン等と接続  
てんじしよくしゃ はか かんが  
することで、点字使用者のスキルアップが図られると考える。

ていげんばんごう  
提言番号：(1)(2)

たんとうか ほけんふくしきよく ほけんふくしぶ しょう ふうしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじようきよう ちゅう ちようきてき けんとう ひつよう  
取組状況：中・長期的な検討が必要

### 【説明】

さっぽろし げんざい よさんじよう せいやく つうがく つうきん つうしよ いどうしえん みと  
札幌市では、現在、予算上の制約から、通学、通勤、通所について移動支援を認めて  
じようきよう  
いない状況にあります。

しかし、しょうがいのある方にとって、移動の自由を確保することは大変重要であ  
ると考えており、そのため、平成21年度から、当事者を含め、有識者や事業者を  
かんが へいせい ねんど とうじしゃ ふく ゆうしきしゃ じぎょうしゃ  
交えた研究会で移動支援サービスの利用拡大に関する議論を始めたほか、市内の  
まじ けんきゆうかい いどうしえん りようかくだい かん ぎろん はじ しない  
移動支援事業者と制度の見直しに向けた意見交換会を始めたところです。

移動支援事業者との意見交換会では、通学、通所、通勤への適用拡大を求める声が寄せられる一方で、実際に利用範囲が拡大された場合、事業者が対応できるか否か疑問がある、との慎重な意見もいただいたところです。

本市といたしましては、今後も当事者の方や事業者と意見交換を重ねながら、障がいのある方が移動をするに当たって、少しでも支障の少ない社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

提言番号：(3)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：中・長期的な検討が必要

#### 【説明】

現在、視覚に加えて聴覚にも障がいのある方につきましては、点字ディスプレイの給付の対象としているところでありますが、ご指摘のような、点字ディスプレイの性能や有用性については十分承知しております。

しかしながら、現行の点字ディスプレイにつきましては1台当たり30数万円と非常に高額な用具でもあり、予算上の制約もあることから、視覚障がいのみの方を給付の対象に加えることにつきましては、どのような方を対象者とするか、どのような製品を支給対象とするかなど、さまざまな観点からの検討が必要であり、引き続き今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

## 6 身体障がい者手帳

### 【提言内容】

携帯を義務付けられている身体障がい者手帳について、視覚障がい者に対する情報を保障するため、次のことを提言する。

- (1) 視覚障がい者にとっては、現在の墨字による身体障がい者手帳では、記載されている内容が分からないため、希望する視覚障がい者には、点訳版の手帳も併せて交付するべきである。

### 提言番号：(1)

担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

取組状況：平成21年度実施済

### 【説明】

現在、身体障害者手帳には、写真、ご本人の住所、氏名、生年月日のほか、障害名、障害等級、旅客運賃減額のための種別（1種・2種）等が手帳交付時に記載されています。

このうち、障害名や障害等級、種別に関しましては、従来より交付申請時に点字表記を希望される方には、札幌市視聴覚障がい者情報センターに依頼し、点字による別紙もしくは点字シールを差し上げることも可能となっておりますので、区の担当窓口にご相談いただければと存じます。

## 7 さっぽろし ふぞくきかんとく しやう しや とうよう 札幌市の附属機関等への障がい者の登用について

### 【提言内容】

さっぽろし かくしゆしさく しやう しや いけん はんえい つぎ ていげん  
札幌市の各種施策に障がい者の意見も反映させるため、次のことを提言  
する。

- (1) さっぽろし しんぎかい いいんかい ふぞくきかんとく しやう しや とうよう  
札幌市の審議会、委員会などの附属機関等に、障がい者を登用するべ  
きである。

### 提言番号：(1)

たんとうか ほけんふくしきよく ほけんふくしぶ しやう ふくしか  
担当課：保健福祉局 保健福祉部 障がい福祉課

とりくみじょうきやう へいせい ねんどじっしすみ  
取組状況：平成21年度実施済

### 【説明】

さっぽろし いいんかい しんさかい しんぎかい さまざま ふぞくきかんとく  
札幌市には委員会、審査会、審議会などの様々な附属機関等があります。

ふぞくきかんとく いいん せんいん あ せつちもくてき おう はひろ しみん いけん  
附属機関等の委員の選任に当たっては、設置目的に応じた幅広い市民意見や  
せんもんてきてん いけん はんえい はか あわ ぎろん かつせいか すいしん こうりよ  
専門的視点からの意見の反映を図り、併せて議論の活性化を推進できるよう考慮し  
ているほか、公募による委員も取り入れております。

たとえ、しやう ふくし かん じこう しんぎ しやうがいしやしきすいしんきやうぎかい  
例えば、障がい福祉に関する事項を審議する「障害者施策推進協議会」にお  
いては、しやう かの いいん とうよう  
いては、障がいのある方も委員として登用しているところです。また、「しやう しや  
による政策提言サポーター制度」については、しやう かの こうせい かいぎ  
による政策提言サポーター制度については、障がいのある方で構成する会議で  
す。

こんご しやう かの ふく はひろ ぶんや いいん せんいん  
今後におきましても、障がいのある方を含め、幅広い分野から委員を選任する  
よう努めると共に、しみんかいぎ しんぎかい こんだんかい いけんこうかんかい  
よう努めると共に、市民会議、ワークショップ、懇談会、意見交換会、パブリック  
コメントなど、ひろ しみん いけん き きかい もう さまざま いけん しせい はんえい  
コメントなど、広く市民の意見を聴く機会を設け、様々な意見を市政に反映できる  
よう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、こうぼいいん ぼしゆう こうぼう など あんない  
なお、公募委員の募集につきましては、広報さっぽろやホームページ等でご案内  
しておりますので、しやう かの せつきよくてき おうぼ ねが  
しておりますので、障がいのある方の積極的なご応募をお願いいたします。